

令和3年第2回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日(金)午後1時30分から2時35分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	12番	山内 芳幸
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(3人)

	5番	千光士伊勢男
	11番	西岡 大作
	13番	栗山 浩和

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
報告第4号	認定電気通信事業者の行う中継施設の設置について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第6号	農用地利用配分計画について
議案第7号	非農地証明願について
報告第8号	賃貸借設定の賃借料水準の公表について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数11人です。欠席委員は、5番千光士伊勢男委員、11番面岡大作委員、13番栗山浩和委員で、所用のため欠席との届出がございました。次に事務の概要報告をいたします。

1月28日に、安芸市農業再生協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

2月9日に、安芸市農業再生協議会総会が開催され、内川会長が出席しております。

2月17日から19日にかけて、人農地プラン座談会が市内3か所で開催され、各関係委員が出席しております。

2月24日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に野町重理委員及び野村勉委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3届出についてですが、今回は1件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり僧津の1筆で、面積は27㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はご

ざいません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

4 番川島委員 時効取得とはどのような制度ですか。

事務局（長野） 民法第162条の規定にありますが、他人のものを20年間又は善意の場合は、10年間平穩に占有した場合、その占有した人のものになることです。

4 番川島委員 分かりました。

議長 他に質問、意見等はございませんか。

（発言等なし）

議長 他に質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は2ページです。

まず、申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり僧津、井ノ口甲の24筆で、地目は田と畑で、面積は全部で17,109㎡です。

親子で10年間の使用貸借契約を行い更新する申請でナス、水稻等を引き続き栽培する予定となっております。所在地につきましても、4ページに地図がございます。

井ノローノ宮の岩崎弥太郎生家の周辺及び統合中学校予定地の南西に点在する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては2月9日に大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、小松昌平委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり西浜の1筆で、地目は田で、面積は37㎡です。

売買による所有権移転の申請で野菜を作付する予定をしております。所在地につきましても、5ページに地図がございます。

安芸馬ノ丁集落の南西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。その調査書の中で農地法第3条第2項第5号の下限面積要件については通常の判断と違いますので、詳しく説明します。

本申請の場合、取得後の農地面積は下限面積の4,000㎡を下回り、通常の場合、許可不該当になります。

しかしながら、議案書の地図を見ていただいたら分かると思いますが、申請地の南側は自動車道予定地、それ以外の隣接地は譲受人の農地となっており、譲受人以外耕作ができない農地となっています。このため農地法施行令第2条第3項第3号（その位置、面積、形状等から見て隣接する農地と一体に利用しなければ利用できない農地を隣接地の耕作者が取得する場合）に該当するため、農地法第3条第2項のただし書きが適用され、この項目は例外として該当しないこととなります。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては2月12日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は大久保暢夫委員、申請番号2番は川島一義委員、お願いします。

2番大久保委員 2月9日に岡田君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

4番川島委員 2月12日に長野君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 はい、賛成多数です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第3号の農地法4条申請について説明いたします。

議案書は6ページをご覧ください。今回は1件申請が提出されております。

申請者、申請地は議案書に記載のとおり、土居で、地目は畑、面積

は42.91㎡、転用目的は墓地の建設となっております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所については7ページに地図を掲載しています。土居の春日神社から北に300mぐらい上がったところで墓地に隣接する農地となっております。

現地調査につきましては2月16日に野村勉委員、福本隆憲委員、入交大輔委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、当該申請地には既に先祖の墓が建設されておりまして、その西隣に新たに墓地を建設したいというものです。転用手続きが必要だとは知らなかったとのことで、経緯を説明する始末書が添付されています。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、墓地建設用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲に農地はありません。また、排水を生じる施設の設置はなく雨水については地中浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、野村勉委員、福本隆憲委員、お願いします。
6番野村委員 2月16日に岡田君と福本隆憲委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番福本委員 2月16日に岡田君と野村勉委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

10番福本委員 調査書で、資金面に問題ないとありますが、どれぐらいあれば問題ないと判断しますか。

事務局（岡田） まず、事業者の資力、信用力をなぜ確認するかといいますと転用計画が確実に実施されるか判断するために行います。具体的には事業に必要な資金以上の金額が確保できていれば問題ないと判断しております。

10番福本委員 ありがとうございます。

議長 他に質問、意見等はございませんか。

（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設の設置についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 報告第4号の説明をさせていただきます。議案書は8ページをご覧ください。携帯電話の無線基地局を設置するものでありまして、農地法の許可は必要ない案件ですが、転用の完了の報告がありましたので現地確認を行いました。現地の写真もお配りいたしますので、ご確認ください。

所在地の地図は9ページをご覧ください。申請地は小谷ダムから15分くらい車で行った集落内の農地となっております。

現地を確認した結果、転用が完了していました。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いたします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は10ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり下山の農地1筆で、地目は田で、面積は1,991㎡です。水

稲を栽培しており、5年間の使用貸借契約をし、賃借料は無償の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、11ページの左に地図がございます。下山小学校の西にある大山道路の大山トンネルの出口付近にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号2番です。貸付人、借受法人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,695㎡です。

ミョウガを作付する予定をしており、25年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、11ページの右に地図がございます。土居上中村集落の東にある土居春日地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,445㎡です。

ナスを栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米7俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、12ページの左に地図がございます。赤野太夫屋地集落の南にある赤野八流地区ほ場整備区域内にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,277㎡です。ナスを栽培しており、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、12ページの右に地図がございます。高知県農協あき東支所の南西の市道安芸伊尾木線沿いにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は3,431㎡です。ナスを作付する予定をしており、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、12ページの右に地図がございます。申請番号4番の南西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりで。

次の申請番号6番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は6,064㎡です。作物は転借人が水稻を作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。市上水道川北水源地の北西にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりで。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番は内川昭二委員、黒岩榮之委員、申請番号2番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号3番は野町亜理委員、大野實委員、申請番号4番から6番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は黒岩榮之委員、申請番号2番は入交大輔委員、申請番号3番は大野實委員、申請番号4番から6番は中平秀一委員、お願いします。

黒岩推進委員 2月10日に長野君と内川昭二委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 2月16日に岡田さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

大野推進委員 2月17日に長野君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

中平推進委員 2月14日に岡田さんと西岡秀輝委員と樋口なぎさ委員と確認して

きました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第6号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書14ページになります。

報告第6号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地2筆、地目は田で、面積は全部で2,424㎡です。水稻を栽培する予定をしており、約5年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり5,000円の条件で設定する計画です。このたび、1月25日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) 議案第7号、非農地証明願について説明いたします。議案書は15ページをご覧ください。

申請番号1番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田と畑、現況地目は山林、面積は全部で214㎡となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は17ページに掲載しております。安芸ノ川岩戸の北の方にある土地です。

現地につきましては2月18日に西岡大作委員、小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

植林や周囲の山林と一体化により山林になって現在に至っております。現地は一部伐採をしておりますが、切り株等の状況から山林であったことが確認されております。また、固定資産課税台帳で平成14

年度以降は山林として課税されていることを確認されております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

申請番号2番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は105㎡となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は18ページに掲載しております。井ノ口宮ノ上集落内にある土地です。

現地につきましては2月9日に大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、小松昌平委員に確認していただきました。

昭和53年に居宅を建築し、その敷地として現在に至っております。建物の建築年も提出資料で確認されております。また、固定資産課税台帳で平成14年度以降は宅地として課税されていることを確認されております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

申請番号3番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は全部で170㎡となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は19ページに掲載しております。井ノローノ宮の岩崎弥太郎生家の西の方にある土地です。

現地につきましては2月9日に大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、小松昌平委員に確認していただきました。

平成15年頃から隣接宅地と一体的に利用され現在に至っております。経過年数の確認については、平成15年度以降、課税地目が宅地として継続して認定されている市税務課の証明書が添付されております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

申請番号4番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は全部で620㎡となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は20ページに掲載しております。僧津の派川帯谷川の右岸にあります住宅地に隣接する土地です。

現地につきましては2月16日に野村勉委員、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

平成14年頃から隣接宅地と一体的に利用され現在に至っております。経過年数の確認については、平成14年度以降、課税地目が宅地

として継続して認定されている市税務課の証明書が添付されております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

申請番号5番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は宅地、面積は全部で213㎡となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は21ページに掲載しております。川北保育所の北にある川北久保田南集落内の住宅地に隣接する土地です。

現地につきましては2月15日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

平成4年に居宅等を建築し、その敷地として現在に至っております。経過年数については、添付書類である名寄帳に記載されている建物の建築年によって確認されております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

申請番号6番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は山林、面積は274㎡となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は22ページに掲載しております。川北の清水ヶ丘中学校の東の方にある山沿いの土地です。

現地につきましては2月15日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

竹や雑木が生え竹林になって現在に至っております。また、固定資産課税台帳で平成14年度以降は山林として課税されていることを確認されております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長

現地確認委員の報告を申請番号1番は小松豊喜委員、申請番号2番、3番は大久保暢夫委員、申請番号4番は野村勉委員、福本隆憲委員、申請番号5番、6番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

14番小松委員 2月18日に岡田君と西岡大作委員と小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番大久保委員 2月9日に岡田君と千光士伊勢男委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

6番野村委員 2月16日に岡田君と福本隆憲委員と入交大輔委員と確認してきま

した。説明どおり間違いありません。

10番福本委員 2月16日に岡田君と野村勉委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 2月15日に岡田さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 2月15日に岡田さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

14番小松委員 申請番号4番ですが、面積が500㎡を超えています、証明を出してかまわないでしょうか。

事務局（岡田） この件に関しては転用申請ではなく、農地か否かの確認をしているので、問題はないです。

14番小松委員 分かりました。

議長 他に質問、意見等はありませんか。

（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして報告第8号、賃貸借設定の賃借料水準の公表について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 報告第8号、賃貸借設定の賃借料水準の公表について説明いたします。議案書は23ページと24ページです。

平成21年の農地法の改正により、今まで賃貸借権設定の時に目安となっていた標準小作料制度が廃止され、これに代わり、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが農地法第52条で明記されています。同条の規定に基づき令和3年1月1日時点で賃貸借設定されている賃借料の平均値等を議案書のとおり市のホームページ等で公表するものです。

公表の内容は例年とほぼ同じ分け方で、水稻、ナスは各地区ごとに、それ以外の作物については全域を一本化しています。その他施設園芸作物の欄に参考としてシトウ、ミョウガ、トマト、ピーマン、ニラを表記しています。実際に算出に利用した作物です。また、施設果樹についても、文旦、デコポン、マンゴーを表記しています。これらも実際に算出に利用した作物です。

賃貸借については、大部分が10a当たり何俵代と俵単位で設定されていますが、あくまでも賃借料情報の公表が必要ですので、円単位に換算しています。高知県農協が賃借料用に公表している米の買取価格を参考に米1俵を12,170円で換算しています。特殊な事情等により、極

端に高いものや低いものは除いて算出しています。

データが1件しかないものについては他地区と統合しております。前年と比較しますと、多少の変動はありますが、米の買取価格の下落に合わせて下がっています。

議案書では参考として米の俵換算値も表示していますが、市のホームページ等で公表する際には円単価とデータ数のみを公表します。

以上です。

議長 ただいまの報告第8号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思ひます。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は3月25日の木曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

来年度の定例会等の日程の予定表をお配りしておりますので、参考にしてください。

今年は県外視察を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、来年に延期する可能性があります。

事務局(岡田) 委員さんの活動記録簿の提出を毎月お願ひしておりますが、引き続きよろしくお願ひします。今後、この記録簿を国に提出するようになるかもしれないということもありますが、委員会が何をしているのか積極的にアピールしていくことが必要になっております。各委員さんは農地の現地確認以外にも色々な活動を行っているとと思ひますので、積極的に書いていただくようにお願ひします。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。